

カ七條 應じ難し

但し通商と認めらる場合は其の事情により
應分の額を支給することあるべし

大正十四年十二月十二日

十三日 職工側は会社へ對し 貸金二割の他と
を強硬に交渉して来たるため会社は制込迄
品大社官 中社官 小社官の内外社官(大部
分)を以てしの制込に不応が一割以内の支
ば 貸金の一割を貸付金として支給する事
を答へたるも職工側は更らに一割五分
を西社社ととし對し會社現存の会社の財政

誠能心よりして五分の他とすることは会社を解
散せざるべしとし別在 應じ難しと拒絶あ
十四日より 五分分 休業

貴会社は工場を新築中なるが会社としては現在の
營業状況に於ては 經營困難にいつひ大量生産
を以て 現在の環境を切り抜けざる事 務め
向己の 不安定 危を担ふこと 貸金を押込し
たるものも 職工側は会社が利益金を以て新
築するものと 思ひ 今回 要成 業も自から此の
新築工場の 関係 貸金二割 要成 業
し 断出 したるものと 思はれる 現在の外は